

業務名称：2026-2027年度国別研修「エジプト／中東地域数値モデリング、NDC追跡、国内炭素市場開発による気候変動対策の強化」に係る研修委託契約（ランプサム契約）

（公告日/公示日：2026年10月2日 調達管理番号：26a00692）について、入札説明書関する質問・回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P23/51	第3 1.（2）及び（3）	業務総括者を2名で提案することは可能でしょうか（稼働の重複の無いように配置を想定）。可能である場合、2名の経験が評価に反映されるのでしょうか。	2名の稼働に重複がないようにすることを前提とし、2名のうち1名を正式な「業務総括者」として全体に責任を持つ方とし、もう1名は「副業務総括者」とする形であれば、2名体制として提案することは可能です。 評価については、業務総括者1名で提案する場合との公平を期すため、2名についてそれぞれ1名の場合と同じ基準で評価した上で、2名の加重平均点数を用いさせていただくことといたします。そのため、2名の業務総括者を配置する場合には、「業務総括者」、「副業務総括者」の別と、2名の稼働分担割合もご記載ください。3名以上の業務総括者配置は混乱をきたすことが想定されますので、不可とします。
2	p25/51	第3 2.（1）	頁数について「評価表（評価項目一覧表）」に”業務の実施方針等に関する記述は5ページ以内としてください”と記載されていますが、このページ数は（2）業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）、（3）業務実施スケジュールを含むページ数を意味しているのでしょうか？それとも（1）業務実施の基本方針（留意点）・方法部分だけで、5ページ以内という意味で良いのでしょうか？	この点にご質問を頂戴した趣旨を鑑み、「2.業務の実施方針等」(1)のみで5ページ以内とし、(2)業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）と(3)業務実施スケジュールは5ページには含めずそれぞれ1枚以内にまとめてください。
3	p. 2-13	第1 入札手続き	あまり金額の大きな契約にはならないと思われませんが、なぜ「入札」という手間のかかる手続きが選択されたのでしょうか？なにかクライテリアがあるのでしょうか？	本案件の業務内容と当機構の類似研修の実施実績を踏まえ検討した結果、価格と技術提案の双方を評価できる「総合評価落札方式」が最も適切な調達方法として選定しました。
4	p. 2-13	第1 入札手続き	入札の場合、契約金額はどの段階で決まるのでしょうか？契約交渉はないということでしょうか？また入札は（2年目も研修の前提などが変化がないという仮定の下で）2年分で行うということでしょうか？	契約金額は、落札した入札金額の当該年度分に消費税相当額を加えた額となります。契約交渉は原則として行いません。入札は2年度分を対象として行います。入札金額は2年度分の総額（消費税相当額を除く）を記載してください。
5	p. 25	別紙 評価表	研修の実質的な内容を行う人材と異なったとしても、評価の対象となる業務総括者は、応札法人のプロパー人材である必要がありますか？	業務総括者は受託者の内部人材である必要があります。「研修委託契約における経理処理・契約管理ガイドライン」（P22）を参照してください。
6	p. 14-22	第2 業務仕様書（案）	昨年度は、一昨年度のアドバンストコースとして、研修員も同じ人が参加するということも多かったのですが、今年度も昨年度のアドバンストコースとして、（昨年度までの内容を踏まえた）同じ人が参加することが想定されているのでしょうか？	現時点では2026年度の研修員をエジプト国側が選定中で、見通しが難しい状況です。ご指摘の通り、2024－2025年度の先行案件では、2年度連続して参加した研修員もいたということをお察しますと、2026-2027年度の研修においても過年度の研修員の参加や、2年連続参加がある可能性も高いと当機構では考えております。2026年度の研修員決定以降、エジプト国参加者及び当機構と連携し、研修員の構成も踏まえ研修内容を最終調整いただけますと幸いです。
7	p. 14-22	第2 業務仕様書（案）	今回の研修は、エジプトでの省エネ技プロの一部のような位置づけでしょうか？それとも独立したものでしょうか？	本案件は、技術協力プロジェクトの投入ではなく、個別案件としての国別研修となっております。
8	p. 15	第2 4. 研修の概要	『本研修はクラスター「パリ協定の実施促進」を推進する事業として位置づけられる』とありますが、これは地球環境部の中で対象国横断的な「パリ協定の実施促進」という課題別テーマに基づくという意味なのか、エジプトに限った中でのテーマなのでしょうか？	当機構が全世界を対象に設定しておりますグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）No. 16「気候変動」の中の2つのクラスター（主要な取り組み）の一つが、「パリ協定の実施促進」となっており、これに該当するという意味です。

通番	該当頁	項目	質問	回答
9	p. 15	第2 4. 研修の概要	単元目標2に関して、エジプトの期待するものは、昨年度のような日本の持っている国立環境研究所のAIMのようなモデルツールを用いた研修を望んでいるということでしょうか？それとも、すでに（進行中であるであろう）BTR2作成作業において別のモデルを用いた将来推計などを行っていて、それをリファインしたいということでしょうか？ また、将来目標のNDCとの関わりも期待されているのでしょうか（BAU作成や目標レベルの検討）？ それともBTR作成における将来推計やシナリオ分析に限るもののでしょうか？ 研修員に、モデラーも加わるのでしょうか？それとも政府の政策担当者のみでしょうか？	エジプト国から、モデリングに関しては「Emissions modeling should serve as the technical engine that feeds into carbon market decisions – defining baselines, calculating additionality, and assessing the risk of over-transferring ITMOs (Internationally Transferred Mitigation Outcomes).」、使用ツール・手法に関しては「Heavy focus on verification – using modeling frameworks to check calculations from domestic tools (e.g., the CCS tool) to prevent over-crediting, and connecting verified outputs to bankable climate finance proposals.」との要望コメントが入っております。 その他の要望内容からも、特定のモデル（AIM等）の習得よりも、排出量モデリングを活用してBAUや削減シナリオを分析し、NDC達成とカーボン市場活用の両立を図るための政策判断能力の強化を期待していると理解しています。BTR作成に関連する将来推計にとどまらず、NDC達成やITMO移転管理との連携までを視野に入れた内容を期待しているようです。 参加研修員については、当機構から「国レベルの政府機関において、第6条実施、NDCの計画・実施・評価、カーボン市場または気候資金に関する業務に従事している者で、当該分野において3年以上の実務経験を有する者。」等の研修員の条件を通知し、エジプト国側が候補者選定中です。当機構が提示した条件に合致すれば、政策担当者のみならず「モデラー」が参加することもあり得ます。
10	p. 16	第2 4. 研修の概要	単元目標3に関して、「炭素市場」とあり、全体タイトルにも「国内炭素市場」とありますが、これは単元目標1と関係したカーボンクレジットの市場（とくにエジプト側がプロジェクトを実施して海外のバイヤーにクレジットを販売する）という想定なののでしょうか？それとも、ETSのような国内規制制度による排出権（アローワンス）市場を想定されているということでしょうか？日本のGX-ETSのように、カーボンプライシングの収益を政府が気候対策に用いるというような支出政策までも含むのでしょうか？	案件名決定後の最新ヒアリング結果を踏まえると、エジプト国が期待しているのは、主としてパリ協定第6条に基づく国際的なカーボンクレジット市場への対応能力強化であり、エジプト国内での排出権取引制度の設計・運営は中心テーマではないと理解しています。特に、ITMO移転、ベースライン設定、追加性評価、相当調整、ホスト国としての承認手続きなど、クレジット創出・国際移転に関わる制度・テーマに関心が表明されています。 一方で、CBAM対応や国内炭素価格制度の運用状況の把握、関連国内法の整備、気候資金との連携にも関心が表明されているため、これらのポイントでは国内のメカニズムも含めて理解を深めていただく必要があるものと考えています。現時点では、炭素価格収入の財政活用については先方から関心は表明されていませんが講義の中で適宜触れることで問題ありません。 なお、受託者が決定し次第、可能な限り受託者とエジプト国間で直接情報交換できる場を設け、効率的に満足度の高い研修内容を実施出来るよう調整する予定です。
11	p. 147	第2 5. 業務の概要	事後活動とありますが、研修の成果の検証・フォローアップという面を重視されるなら、一定期間空ける必要があり、とくに2年目の研修後に、そのような期間を年度内に設けることは難しいのでは内でしょうか？	事後活動（オンラインを想定）に関し、少なくとも2026年度は第4四半期に実施することが確定しているため、その後事後活動を同一年度内に実施することはほぼ不可能です。現時点の想定として、2年度目の契約期間を長めに設定し、2027年度の履行期間の前半に2026年度の事後活動、履行期間の終盤に2027年度の事後活動を実施することを想定しています。 契約締結後、受託者及びエジプト国の意向を踏まえ最善の形を検討する予定です。